

飯豊町告示第1号

一般競争入札の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、平成30年度飯豊町新産業集積事業貸工場新築工事（債務負担行為）の請負について、条件付き一般競争入札（総合評価落札方式（簡易Ⅱ型））を次のとおり行う。

平成31年1月23日

飯豊町長 後藤 幸平

1 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 入札及び開札の場所 西置賜郡飯豊町大字椿2888 飯豊町役場 3F大会議室
- (2) 入札及び開札の日時 平成31年2月21日（木）午前9時

2 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 平成30年度飯豊町新産業集積事業貸工場新築工事（債務負担行為）
- (2) 工事の場所 西置賜郡飯豊町大字添川地内
- (3) 工事の概要 構造階数 鉄骨造2階建
延床面積 7,812.36㎡
建築面積 6,600.00㎡
- (4) 工 期 平成32年3月25日まで
- (5) 予 定 価 格 1,851,129,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 飯豊町財務規則（昭和63年規則第3号。以下「規則」という。）第110条の規定による競争入札参加資格者名簿の建設工事に登録されている者2者又は3者で自主構成する特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）であること。
- (2) 特定共同企業体の構成員は、共同連帯して共同施工方式により本工事を完成させるものであること。
- (3) 特定共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件を満たしていること。
 - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業許可のうち、建築一式工事において特定建設業の許可を有していること。かつ、同法第27条の29第1項による総合評価値（審査基準日が一般競争入札参加資格申請書の提出期限前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。以下「総合評価値」という。）が建築一式工事について800点以上であること。
 - ロ 置賜地域に本店を有すること。
 - ハ 経常建設共同企業体又は事業協同組合でないこと。

- ニ 出資比率が20パーセント（2者の場合は30パーセント）以上であること。
- ホ 本工事の入札において、他の特定共同企業体の構成員になっていないこと。
- ヘ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
- ト 飯豊町建設工事請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- チ 規則第117条の規定に基づく飯豊町建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定に該当しないこと。
- リ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更生手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。

(4) 特定共同企業体の代表者が、次に掲げる要件を満たしていること。

- イ 構成員の中で出資比率が最大の者であること。
- ロ 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、兼務できる（8の(4)に該当する場合を除く。）。
 - (イ) 1級建築施工管理技士又は1級建築士、若しくはこれと同等以上の資格を有すること。
 - (ロ) 監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

(5) 特定共同企業体の代表者以外の構成員が、次に掲げる要件を満たしていること。

- イ 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
- ロ 1級建築施工管理技士又は1級建築士若しくはこれと同等以上の資格を有すること。
- ハ 監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価を行う事由

本工事は、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事であるが、発注者の指示する仕様に基づき、適切で確実な施工を確保できる技術力を保有しているか確認する観点から、企業及び配置予定技術者の技術的能力等に関する技術資料（以下「技術資料」という。）を求め、その内容と価格とを総合的に評価するものである。

(2) 総合評価の方法

提出された技術資料について、次に掲げる評価項目及び評価基準に基づき評価点を与える。

イ 企業の施工実績等について

評価項目	評価基準	配点	評価点
過去 10 年間の同種・類似工事の施工実績	山形県及び山形県内の市町村が発注する工事で、同種工事の実績あり	1	1
	山形県及び山形県内の市町村が発注する工事で、類似工事の実績あり		0.5
	実績なし		0
過去 2 年間における工事成績評定の平均点	飯豊町発注の建築一式工事で 81 点以上	2	2
	飯豊町発注の建築一式工事で 76 点以上 81 点未満		1
	飯豊町発注の建築一式工事で 76 点未満		0

※ 「同種工事」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で一棟の延べ床面積が 5,400 m²以上の建築工事（改修工事を除く。）とする。

※ 「類似工事」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で一棟の延べ床面積が 3,900 m²以上の建築工事（改修工事を除く。）とする。

ロ 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	評価点
過去 10 年間の主任（監理）技術者の施工経験	山形県及び山形県内の市町村が発注する工事で、同種工事の実績あり	2	2
	山形県及び山形県内の市町村が発注する工事で、類似工事の実績あり		1
	実績なし		0
過去 2 年間における主任（監理）技術者の工事成績評定の平均点	飯豊町発注の建築一式工事で 81 点以上	2	2
	飯豊町発注の建築一式工事で 76 点以上 81 点未満		1
	飯豊町発注の建築一式工事で 76 点未満		0

※ 「同種工事」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で一棟の延べ床面積が 5,400 m²以上の建築工事（改修工事を除く。）とする。

※ 「類似工事」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で一棟の延べ床面積が 3,900 m²以上の建築工事（改修工事を除く。）とする。

ハ 地域貢献について

評価項目	評価基準	配点	評価点
防災協定に基づく活動（「災害時における飯豊町役場所管	協定への参加あり	1	1

公共施設の災害応急対策業務に関する協定」への参加の有無	協定への参加なし		0
飯豊町消防団協力事業所表示制度による、協力事業所としての認定の有無	認定あり	1	1
	認定なし		0
過去2年間における本町ボランティア活動の有無	活動実績あり	1	1
	活動実績なし		0

ニ 評価値の算出方法

入札価格及び技術能力等に係る総合評価は、標準点（100点）と、入札者の申込みに係るイからハまでにより得られた加算点（最大10点）の合計を、当該入札者の入札価格で除し、1,000,000を乗じて得た数値（ただし、8の(3)により低入札価格調査制度を適用する工事において入札価格が調査基準価格を下回った場合は、標準点及び加算点の合計を調査基準価格で除し、1,000,000を乗じて得た数値とする。以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 入札参加者の欠格

技術資料を提出しない者、指定された項目の記載をしない者及び技術資料に虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

(4) 落札者の決定方法

次に掲げる要件を全て満たす者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

イ 入札価格が予定価格の範囲内であること。

ロ 評価値が、基準評価値（標準点を予定価格で除し、1,000,000を乗じて得た数値をいう。）を下回らないこと。

5 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部署

西置賜郡飯豊町大字椿 2888

飯豊町役場総務企画課行政管理室

電話番号 0238-87-0520

6 入札参加資格の確認等

入札への参加を希望する者は、入札参加資格を確認できる書類及び総合評価に係る技術資料を、次に掲げる期間内に提出するものとする。

(1) 受付期間 平成31年1月23日（水）から2月12日（火）まで

（飯豊町の休日を定める条例（平成元年条例第43号）に規定する町の休日を除く。）

(2) 受付時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 規則117条の規定に基づく建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は契約金額の10分の1に相当する額とする。）を付すこと。

8 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。
- (3) この入札は、飯豊町低入札価格調査制度に関する規程（平成 22 年告示第 11 号）の規定による低入札価格調査制度（以下、「低入札価格調査」という。）を適用する。
- (4) (3)により低入札価格調査を適用する工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務を認めない。
- (5) (3)により低入札価格調査を適用する工事であって、専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (6) 本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は管理及び処分に関する条例（昭和 39 年条例第 12 号）の規定により、町議会の議決に付さなければならない工事であるため、町議会の議決を得た後に本契約を締結する。ただし、本件の落札決定後、町議会の議決を得るまでの間に、飯豊町建設工事請負業者指名停止要綱に基づく指名停止を受けた場合については、落札決定を取り消し、仮契約を解除する。
- (7) この入札は、あらかじめ企業及び配置予定技術者等に関する技術資料を求め、入札時に価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）により行い、詳細は、この公告及び入札説明書のほか、飯豊町建設工事総合評価落札方式試行実施要綱（平成 22 年告示第 10 号）によるものとする。
- (8) 詳細については入札説明書による。